

件名	愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年5月19日公布、平成23年4月1日施行)
<p><b>【改正の概要】</b>  廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う引用条項の規定整備</p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第4条 資源循環促進税は、埋立処分のための最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者(当該搬入に係る産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物(以下「中間処理産業廃棄物」という。))である場合にあっては、産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした同項に規定する中間処理業者に課する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">第12条第5項</p>	
施行日	平成23年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 納税義務者等  産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対し、その産業廃棄物を排出した事業者に課税</p> <p>2 課税標準  最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量</p> <p>3 税率  1トンにつき1,000円  (排出事業者が自ら設置する処分場での最終処分は1トンにつき500円)</p> <p>4 徴収の方法  最終処分業者を特別徴収義務者とする特別徴収  (排出事業者が自ら設置する処分場での最終処分は申告納付)</p>	